

貯蓄預金規定



2021年11月現在

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

5. (未利用口座管理手数料)

- (1) この貯蓄預金口座は、当金庫が定める一定期間（当金庫ホームページに記載）、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（当金庫ホームページに記載）の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面の到着の有無にかかわらず、書面発送から3ヶ月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。この場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (3) 前記(2)で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- (5) 前記(4)で解約された口座の再利用はできません。

この預金には、本規定のほか「普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以上